

○香芝市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領

平成30年8月1日

要綱・通知

管財課

改正 令和2年10月30日要綱・通知

令和3年2月1日要綱・通知

(趣旨)

第1条 この要領は、香芝市(上下水道事業を含む。以下同じ。)が発注する物品購入等の契約の適正な履行等を確保するため、入札参加資格者が契約に違反した行為、賄賂その他の不正行為を起こした場合等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品購入等 物品の購入、製造の請負その他(建設工事、測量及び建設コンサルタントについての契約を除く。)をいう。
- (2) 入札参加資格者 香芝市が発注する物品購入等に係る競争入札に参加する者として、競争入札参加資格者名簿に登録されている者をいう。
- (3) 市発注契約 香芝市が発注する物品購入等の契約をいう。
- (4) 契約担当者 市長及び市長の委任を受け契約を締結する権限を有する者をいう。
- (5) 役員等 法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
- (6) 使用人 入札参加資格者と雇用関係にある者で、前号に掲げる者以外のものをいう。
- (7) 入札参加資格者等 入札参加資格者、その役員等又はその使用人をいう。
- (8) 入札参加停止 競争入札に参加させない措置をいう。
- (9) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (10) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(入札参加停止)

第3条 市長は、入札参加資格者等が別表に規定する措置要件のいずれかに該当するときは、

当該措置要件について同表に規定する期間の入札参加停止を入札参加資格者について行うものとする。

- 2 契約担当者は、市発注契約のため入札を行うに際し、前項の規定により入札参加停止を受けている入札参加資格者をこれに参加させてはならない。前項の規定により入札参加停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。
- 3 入札参加停止の期間(連続する入札参加停止の期間がある場合にあっては、それらを合算した期間)は、36月を超えることができない。ただし、別表第12項第8号及び第13項の規定による入札参加停止については、この限りでない。

(入札参加停止の期間の特例等)

第4条 入札参加資格者が1の事案により措置要件の2以上に該当したときは、これらの措置要件に係る入札参加停止の期間のうち最も長いものを適用する。

- 2 入札参加資格者が次のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、当該措置要件に係る入札参加停止の期間に2を乗じた期間とすることができる。
 - (1) 談合情報を得た場合等で、当該入札参加資格者等から談合を行っていない旨の誓約書が提出された(事情聴取で談合を否定したが誓約書の提出を拒否した場合を含む。)にもかかわらず、当該事案について、別表第9項、第10項又は第11項の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 別表第9項、第10項又は第11項の措置要件のいずれかに該当する入札参加資格者等について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反に係る確定判決、排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)
 - (3) 別表第9項又は第10項の措置要件のいずれかに該当する入札参加資格者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。)
- 3 市長は、入札参加資格者が措置要件のいずれかに該当することが判明した場合において、入札参加停止を決定する前に、さらに措置要件のいずれかに該当することが判明したときは、併せて入札参加停止を行うものとする。この場合における入札参加停止の期間は、該当する各入札参加停止の期間を合算したものとする。
- 4 市長は、次の各号に掲げる場合においては、入札参加停止の期間を当該各号に定める期間とすることができる。

- (1) 入札参加資格者等が別表第9項又は第10項の措置要件のいずれかに該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、かつ、当該事実が公表されたとき それぞれ同表第9項又は第10項に規定する入札参加停止の期間に8分の1を乗じた期間
 - (2) 入札参加資格者等が別表第9項から第11項までの措置要件のいずれかに該当した場合において、事情聴取前に、市に対し、談合の事実を報告し、資料の提供をしたとき それぞれ同表第9項から第11項までに規定する入札参加停止の期間に8分の1を乗じた期間
 - (3) 入札参加資格者等が別表第9項から第11項までの措置要件のいずれかに該当した場合において、事情聴取後に、市に対し、談合の事実を報告し、資料の提供をしたとき それぞれ同表第9項から第11項までに規定する入札参加停止の期間に4分の1を乗じた期間
- 5 市長は、前項に規定する場合を除くほか、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由が明らかであるときは、別表の規定及び第1項から第3項までに規定する入札参加停止の期間に2分の1を乗じた期間を入札参加停止の期間とすることができる。入札参加停止の期間中の入札参加資格者についても、同様とする。
 - 6 市長は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があると認めるとき、又は入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認められるときは、別表に規定する入札参加停止の期間に2を乗じた期間を入札参加停止の期間とすることができる。入札参加停止の期間中の入札参加資格者についても、同様とする。
 - 7 第4項及び第5項の規定による期間の計算については、1月に満たない期間は1月を30日として計算し、1日に満たない端数を生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。
 - 8 市長は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者が当該入札参加停止の原因となった事案について無罪、不起訴その他責めを負わないことが明らかになったと市長が認めるとき(当該入札参加停止の措置要件に該当することとなった事由が入札参加資格者以外の者に係るものである場合にあつては、当該入札参加資格者以外の者が無罪、不起訴その他責めを負わないことが明らかになったと市長が認めるとき)は、当該入札参加停止を解除するものとする。

(令和3年2月1日・一部改正)

(入札参加停止等の決定)

第5条 市長は、香芝市建設工事等請負業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の議を経て、第3条第1項の規定による入札参加停止、前条第1項から第7項までの規定による

入札参加停止の期間の特例措置の適用又は同条第8項の規定による入札参加停止の解除(以下「入札参加停止等」という。)を行うものとする。

(入札参加停止の承継)

第6条 入札参加停止の期間中の入札参加資格者から入札参加資格を承継する者は、入札参加停止措置を引き継ぐものとする。

2 市長は、入札参加資格者から入札参加資格を承継する者がいる場合において、承継前1年以内に被承継人に生じた事実が措置要件に該当するときは、当該承継人に対して入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止の期間の始期)

第7条 入札参加停止の期間の始期は、入札参加停止の決定があった日とする。

2 前項の規定にかかわらず、入札参加停止の期間中に再度措置要件に該当した場合における再度の入札参加停止の始期は、当初の入札参加停止の期間満了の日の翌日とする。

(入札参加停止等の通知)

第8条 市長は、第3条第1項の規定により入札参加停止を行ったときは、入札参加資格者に対し入札参加停止通知書(第1号様式)により通知するものとする。

2 市長は、第4条第2項又は第4項から第6項までの規定により入札参加停止の期間の変更を行ったときは、入札参加資格者に対し入札参加停止期間変更通知書(第2号様式)により通知するものとする。

3 市長は、第4条第8項の規定により入札参加停止の解除を行ったときは、入札参加資格者に対し入札参加停止解除通知書(第3号様式)により通知するものとする。

4 入札参加資格審査に関する事務を所掌する課の長は、第1項から第3項までの規定による通知があったときは、関係各課に対してその旨を通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、取引の相手方が特定され、かつ、他の者に替えがたい場合等真にやむを得ないときで、市長が認めるときは、この限りでない。

(下請の制限)

第10条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者が市発注契約を下請することを承認してはならない。ただし、真にやむを得ないときで、市長が認めるときは、この限りでない。

(入札参加停止に至らない事由に対する措置)

第11条 市長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で、警告又は注意の喚起を行うことができる。

2 市長は、選定委員会の議を経て、前項の警告又は注意の喚起を行うものとする。

(契約違反行為等の報告)

第12条 契約担当者は、市発注契約の履行に当たり、別表に規定する措置要件のいずれかに該当すると思われる契約違反行為等が入札参加資格者にあったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

2 契約担当者は、入札参加資格者等が業務関連法令等に重大な違反をしたとき又は違反した事実を知ったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(入札参加停止情報の公表)

第13条 市長は、入札参加停止(別表第13項に係るものを除く。次項において同じ。)に関する情報を公表するものとする。

2 前項の規定による公表の時期、期間及び方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 時期 入札参加停止の決定後速やかに行う。

(2) 期間 入札参加停止の決定を行った日の属する年度及びその翌年度(当該翌年度の末日においてなお入札参加停止の期間中であるものについては、当該入札参加停止の期間の末日まで)

(3) 方法 入札参加資格審査に関する事務を所掌する課において、香芝市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置一覧(第4号様式)により閲覧に供する。

(その他)

第14条 この要領の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に香芝市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領(平成7年4月1日施行。以下「旧要領」という。)の規定により指名停止を受け、当該指名停止の期間を満了していない者(次項の規定により読み替えて適用する第6条第1項又は第7条第2項の規定の適用を受けるものを除く。)については、なお従前の例による。

3 旧要領の規定により指名停止を受けている場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ

る字句に読み替えるものとする。

第6条第1項	入札参加停止の	香芝市建設工事等の請負契約に係る指名 停止措置要領(平成7年4月1日施行)の規 定による指名停止の
	入札参加停止措置	指名停止措置
第7条第2項	入札参加停止の期間中	香芝市建設工事等の請負契約に係る指名 停止措置要領(平成7年4月1日施行)の規 定による指名停止の期間中
	再度措置要件	措置要件
	再度の入札参加停止	入札参加停止
	当初の入札参加停止	当該指名停止

附 則

この要領は、令和2年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

別表(第3条、第4条、第12条関係)

(令和2年10月30日・一部改正)

入札参加停止措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 競争入札参加資格申請書等に虚偽の記載をし、又はこれを幫助し たとして、市発注契約の相手方として不適当であると認められると き。	6月(幫助は3月)
(粗雑な履行) 2 市発注契約の履行に当たり、粗雑品の納入、仕様書等に定められ た品質又は数量に関する不正行為など粗雑な履行が認められると き。ただし、契約の内容との不適合の程度が軽微であるときを除く。 (1) 故意による場合 (2) 過失による場合	12月 6月
(契約違反行為等) 3 市発注契約の履行に当たり、入札参加資格者の責めにより次のい	

<p>いずれかに該当し、市発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 契約の解除があったとき。</p> <p>(2) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。</p> <p>(3) 履行遅滞があったとき。</p> <p>イ 2月以上</p> <p>ロ 1月以上2月未満</p> <p>ハ 1月未満</p> <p>(4) 監督又は検査の実施に当たり、市の職員の職務の執行を妨げたとき。</p> <p>(5) 正当な理由なく市の職員の指示に従わないとき。</p>	<p>6月</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>2月</p> <p>1月</p> <p>1月</p> <p>1月</p>
<p>(市発注契約に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>4 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆(市発注契約の相手方の関係者以外の不特定の一般人をいう。次項において同じ。)に死亡者若しくは負傷者(治療(専ら治療に専念する期間をいい、経過観察期間は含まない。次項において同じ。)1週間を超える期間の傷害を負った者をいう。以下この項において同じ。)を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>(3) 火災、水害その他(停電、電話回線切断等)により多大な損害を生じさせたとき。</p>	<p>6月</p> <p>3月</p> <p>6月</p>
<p>(一般契約に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 物品購入等の契約で市発注契約以外のもの(以下「一般契約」という。)の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは重傷者(治療4週間を超える期間の傷害を負った者をいう。以下この項、次項及び第7項において同じ。)を生じさせ、又は多大な損害を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p>	

イ 市内における一般契約の履行の場合	3月
ロ 市外における一般契約の履行の場合	2月
(2) 市内における一般契約の履行において重傷者を生じさせたとき。	2月
(3) 火災、水害その他により多大な損害を生じさせたとき。	
イ 市内における一般契約の履行の場合	3月
ロ 市外における一般契約の履行の場合	2月
(安全管理措置の不適切により生じた関係者の事故)	
6 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約の相手方の関係者(以下「関係者」という。)に死亡者若しくは重傷者を生じさせたと認められるとき。	
(1) 死亡者を生じさせたとき。	2月
(2) 重傷者を生じさせたとき。	1月
7 県内における一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者若しくは重傷者を生じさせたと認められるとき(第12項第4号に該当する場合を除く。)	1月
(贈賄)	
8 入札参加資格者等が、次に掲げる者に対して行った贈賄罪の容疑で逮捕され、書類送検され、又は起訴され、市発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 市の職員	24月
(2) 県内の他の公共機関の職員(前号に規定する者を除く。)	
イ 市内に本店を置く入札参加資格者	24月
ロ 市外に本店を置く入札参加資格者	18月
(3) 県外の公共機関の職員	
イ 市内に本店を置く入札参加資格者	24月
ロ 市外に本店を置く入札参加資格者	12月
(独占禁止法違反行為)	
9 入札参加資格者等が次に掲げる契約の履行に関して、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、排除措置命令又は課徴金納付命令がなされ(課徴金免除制度がなかったと想定したならば課徴	

<p>金納付命令がなされる場合を含む。)、市発注契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 市発注契約及び市内の一般契約の履行</p> <p>(2) 県内の一般契約の履行(前号に規定するものを除く。)</p> <p>(3) 県外の一般契約の履行</p>	<p>18月</p> <p>12月</p> <p>6月</p>
<p>10 入札参加資格者等が、次に掲げる契約の履行に関して、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、逮捕され、若しくは書類送検され、又は公正取引委員会の告発を受け、市発注契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 市発注契約及び市内の一般契約の履行</p> <p>(2) 県内の一般契約の履行(前号に規定するものを除く。)</p> <p>(3) 県外の一般契約の履行</p>	<p>24月</p> <p>12月</p> <p>6月</p>
<p>(談合等)</p> <p>11 入札参加資格者等が、次に掲げる契約の履行に関して、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6(公契約関係競売等妨害)の被疑事実により逮捕され、書類送検され、若しくは起訴され、又は市が当該被疑事実を確認し、市発注契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 市発注契約及び市内の一般契約の履行</p> <p>(2) 県内の一般契約の履行(前号に規定するものを除く。)</p> <p>(3) 県外の一般契約の履行</p>	<p>24月</p> <p>9月</p> <p>6月</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>12 前各項に掲げる場合のほか、入札参加資格者等が、次のいずれかに該当し、市発注契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者又はその役員等が、次に掲げる契約の履行に関して、暴力行為等を行い、逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。</p> <p>イ 市発注契約及び市内の一般契約の履行</p> <p>ロ 市外の一般契約の履行</p> <p>(2) 使用人が、次に掲げる契約の履行に関し、暴力行為等を行い、</p>	<p>12月</p> <p>9月</p>

逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。	
イ 市発注契約及び市内の一般契約の履行	9月
ロ 市外の一般契約の履行	6月
(3) 入札参加資格者等が脱税行為により逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。	6月
(4) 入札参加資格者等が業務関連法令、労働者使用関連法令又は刑法に重大な違反(当該法令違反により逮捕され、書類送検され、起訴され、又は監督官庁から処分を受けた場合等をいい、刑法にあっては、契約の履行に当たり安全管理措置が不適切であったことによるものに限る。)をしたとき。	
イ 市内に本店を置く入札参加資格者	3月
ロ 市外に本店を置く入札参加資格者	2月
(5) 入札参加者等が、入札に際し、担当職員の指示に従わなかったとき。	2月
(6) 入札参加資格者等が、入札に際し、入札心得に違反したとき。	2月
(7) 入札参加資格者等が、入札執行事務に関して秘密とされている情報を聞き出そうとしたとき(脅迫的言辞の有無を問わない。)	6月
(8) 入札参加資格者等が正当な理由なく落札決定後契約を締結しなかったとき。随意契約(不落における随意契約及びプロポーザル方式を含む。)において、見積書を採用された場合その他契約準備段階に入ったと認められる場合に、正当な理由なく契約締結を拒否したときも同様とする。	3月
(9) 入札参加資格者が、違約金等市発注契約に係る債務を滞納しているとき。	納付が確認されるまで
(10) 入札参加資格者又はその役員が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、書類送検され、若しくは起訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。	6月
(11) 入札参加資格者等が、市発注契約について、落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたと認められるとき。	3月
(経営不振)	
13 入札参加資格者が、金融機関から取引停止を受けるなど、経営不	

<p>振の状態にあり、市発注契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者が破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の決定を受けたとき。</p> <p>(3) 入札参加資格者が民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続を申し立てたとき。</p> <p>(4) 入札参加資格者が会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続を申し立てたとき。</p>	<p>取引再開が確認されるまで</p> <p>破産手続廃止、破産手続終結決定が確認されるまで</p> <p>再生計画の認可決定の確定が確認されるまで</p> <p>更生手続開始決定の確定が確認されるまで</p>
<p>(暴力団又は暴力団員)</p> <p>14 入札参加資格者が次のいずれかに該当し、市発注契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者又はその役員等が暴力団員であると認められるとき。</p> <p>(2) 暴力団又は暴力団員が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>(3) 入札参加資格者又はその役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用</p>	<p>12月(12月を経過しても改善されない場合は、改善されたと認められる日(市長及び香芝警察署長が改善されたことを確認した日をいう。以下同じ。)まで)</p> <p>12月(12月を経過しても改善されない場合は、改善されたと認められる日まで)</p> <p>12月(12月を経過しても改善されない場合は、改善されたと認め</p>

しているとき。	られる日まで)
(4) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	12月(12月を経過しても改善されない場合は、改善されたと認められる日まで)
(5) 前2号に掲げる場合のほか、入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	12月(12月を経過しても改善されない場合は、改善されたと認められる日まで)
(6) 入札参加資格者が、市発注契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に際し、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。	12月
(7) 入札参加資格者が、市発注契約に係る下請契約等に際し、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)において、契約担当者が当該入札参加資格者に対して当該下請契約等の解除を求め、当該入札参加資格者がこれに従わなかったとき。	12月
(8) 入札参加資格者が、市発注契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。	6月
(その他)	
15 その他選定委員会に諮り、市長が、入札参加停止を必要と認めるとき。	24月以内

備考

1 この表において安全管理の措置が不適切であったとして措置要件に該当するものは、次のいずれかの場合をいう。

(1) 市発注契約における事故 原則として発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合又は発注者等(警察、労働基準監督署等を含む。)の調査結果により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

(2) 一般契約の履行における事故 原則として次のいずれかの場合

- イ 当該工事の入札参加資格者等が逮捕され、書類送検され、又は起訴された場合
- ロ 新聞報道、発注者の措置、公表された事故の調査結果その他の情報を総合的に勘案し、当該事故についての請負人の責任が明白であると判断できる場合(事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合(例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等)又は事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合(例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等)は、含まれない。)

2 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 公共機関 贈賄罪が成立する全ての機関(国、地方公共団体、公社、公団等)をいう。
- (2) 業務関連法令 警備業法(昭和47年法律第117号)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等並びにこれらに関連する条例及び規則をいう。
- (3) 労働者使用関連法令 労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等並びにこれらに関連する条例及び規則をいう。

第1号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



入札参加停止通知書

このたび、下記のとおり入札参加停止を行うこととしたので通知します。

記

1 入札参加停止期間

年 月 日から 年 月 日までの 月間

2 入札参加停止理由

3 入札参加停止の適用規定

第2号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



入札参加停止期間変更通知書

年 月 日付け、第 号をもって入札参加停止を行った旨
通知しましたが、このたび、下記のとおり当該入札参加停止の期間を変更したの
で通知します。

記

1 従前の入札参加停止期間

年 月 日から 年 月 日までの 月間

2 変更後の入札参加停止期間

年 月 日から 年 月 日までの 月間

3 変更（短縮）の理由

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



入札参加停止解除通知書

年 月 日付け、第 号をもって入札参加停止を行った旨通知
しましたが、このたび、当該入札参加停止を解除したので通知します。

第4号様式（第13条関係）

香芝市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置一覧

番号	商号又は名称	所在地	入札参加停止期間	入札参加停止措置理由	
				措置要件	措置番号

第1号様式(第8条関係)

第2号様式(第8条関係)

第3号様式(第8条関係)

第4号様式(第13条関係)